

# 市民さわやか賞を贈呈

兵庫県では、毎年6月1日を「善意の日」と定めており、この日にちなんで、市内でも多くの団体が美化活動などさまざまな奉仕活動を行いました。  
また、市では長年にわたって善行を続ける個人・団体を対象として「善意の日」に市民さわやか賞を贈呈しています。  
今年度の受賞者2個人・4団体を紹介します。



市民さわやか賞表彰式（6月2日、生涯学習まちづくりセンター）

## 受賞者の皆さんを紹介します

- ・荒木明巳さん  
（黒田庄町小苗）  
長年にわたり、自らの土地にサツマイモを栽培して、地元の子ども会にイモ掘りの場を提供し、収穫の喜びや農業の面白さを体験させるなど文化の伝承と地域のふれあいづくりに貢献
- ・清水政光さん  
（板波町）  
長年にわたり、板波町のJR加古川線沿いの桜並木周辺の草刈りや清掃の美化活動を続け、明るく住みよいまちづくりに貢献
- ・調理ボランティアふくふく（代表：山本幸子さん）  
長年にわたり、ひとり暮らしの高齢者を対象に、季節感を大切にした手作りのお弁当を提供し、支え合うふれあいのまちづくりに貢献
- ・配食グループ（代表：大崎夏子さん）  
長年にわたり、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問し、お弁当の配達と見守りを通して支え合うふれあいのまちづくりに貢献
- ・西脇市いけばな協会（代表：古丸健甫さん）  
長年にわたり、生涯学習まちづくりセンターの玄関ホールに四季折々の花を生け、訪れる市民にさわやかな印象を与え、心とむむる環境づくりに貢献
- ・八日町見守り隊（代表：城口孝子さん）  
長年にわたり、地域のひとり暮らし高齢者の自宅訪問や世話などの見守り活動を通して、支え合うふれあいのまちづくりに貢献

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

# 保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険加入者が負担する保険料額は、前年の所得に応じて計算されます。7月中旬に平成26年度保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。また、7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。受け取りには印鑑が必要です。現在お使いの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日からは新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

## ◆問合せ

市民課医療担当（市役所内線252・318）◇兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2021）

## 平成26年度・27年度の保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。なお、保険料額（年額）の上限が55万円から57万円に変更されました。

保険料額 (年額) (上限57万円)	=	均等割額 47,603円	+	所得割額 (※総所得金額等-33万円) ×所得割率9.70%
--------------------------	---	-----------------	---	--------------------------------------

※総所得金額等＝収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費）を引いた金額（社会保険料控除、扶養控除などの所得控除は含みません）

## 保険料軽減対象世帯と軽減割合

### ①均等割額

総所得金額等（被保険者全員+世帯主） が次の基準以下の世帯	軽減割合 (軽減後均等割額：年額)
基礎控除額（33万円） 被保険者全員の各所得が0円 ※年金所得は控除額を80万円として計算	9割(4,760円)
上記以外	8.5割(7,140円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数	5割(23,801円)
基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者の数	2割(38,082円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

### ②所得割額

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の方は所得割額が5割軽減されます。

## 被扶養者だった方の軽減措置

制度加入前日に全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合などの被扶養者だった方は、所得割はかかりません。均等割額は本来5割軽減ですが、特例措置により9割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入の方は対象外

## 西脇市男女共同参画審議会委員を募集します

西脇市では、男女が共に輝く社会の実現を目指して「男女共同参画審議会」を設置します。「西脇市男女共同参画基本プラン」の策定等について市民の皆さんから幅広く意見をいただき審議するため、市民を代表する委員を募集します。

◆会議の内容 「西脇市男女共同参画基本プラン」の策定（改定）、施策の実施状況の検討など

◆募集人数 3人以内

◆募集期間 7月1日(火)～20日(日)

◆任期 委嘱の日から2年間

◆応募資格

①市内に在住または在勤の満18歳以上の方

②平日に開催の2時間程度の会議に出席できる方（年2回程度開催）

③本市の他の審議会等の委員でない方

◆報酬

1開催につき3,700円（3時間未満）

◆応募方法

所定の応募用紙を持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかで提出してください。

※持参の場合は月曜日を除きます。

※応募用紙は総合市民センターにあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

◆選考

応募書類より選考し、結果は応募者全員に通知します。

◆応募・問合せ

〒677-0015 西脇市西脇790-15

生涯学習課（☎22-5996/☎22-6015/

✉manavita@city.nishiwaki.lg.jp）

## 防災行政無線の放送がメールで届きます

西脇市では、平日の午前6時50分と午後6時50分、日曜日・祝日の午前8時と午後6時50分に、防災行政無線で行政情報をお伝えしています（緊急放送は除きます）。

その時間にご不在であったり、聞き逃したり、また、内容をもう一度確認したいという方に、携帯電話等のメールを利用して、放送内容をお伝えるサービスを提供しています。

ご利用には簡単な登録手続きが必要です。右記の手順でご登録をお願いします。

なお、このサービスは行政情報をお届けすることを目的としています。気象警報や不審者情報、火災情報などの緊急情報は、「にしわき防災ネット」をご利用ください。

## 「にしわき情報メール便」への登録を

メールを受け取るには、メール配信サービス「にしわき情報メール便」への登録が必要です。市ホームページからメールアドレスを登録し、画面の指示に従って入力をお願いします。「カテゴリの選択」では「西脇市お知らせメール」を選んで決定してください。

■問合せ 秘書広報課（市役所内線207）



■URL <http://www.nishiwaki.lg.jp/topics/mail.html>